

田川広域定住自立圏形成協定書

田川市(以下「甲」という。)と〇〇町(以下「乙」という。)は、田川広域定住自立圏(以下「定住自立圏」という。)の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)第4に規定する中心市宣言をいう。以下同じ。)を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が連携を図りながら、必要な都市機能及び生活機能を確保し、魅力にあふれ、住民が安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために、次条に規定する政策分野における取組について、相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する政策分野)

第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次の各号に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、甲乙協議し、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上で、これを定めるものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて、書面により行うものとする。

3 第1項の規定による通告があったときは、この協定は、その通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項についての疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月11日

甲 福岡県田川市中央町1番1号

田川市

田川市長 二 場 公 人

乙 福岡県田川郡〇〇町村〇〇

〇〇町(村)

〇〇町(村)長 ○ ○ ○ ○

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 教育

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
誰もが等しく教育を受けられる環境の整備	奨学金事業の広域実施等、誰もが等しく教育を受けられる環境を整備する。	乙と連携して、誰もが等しく教育を受けられる環境の整備に係る取組を行う。	甲と連携して、誰もが等しく教育を受けられる環境の整備に係る取組を行う。

2 医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
休日・夜間における医療体制の構築	田川地区急患センターの運営、病院群輪番制の運営、在宅当番医制の運営等、休日・夜間における医療体制を構築する。	乙と連携して、休日・夜間における医療体制の構築に係る取組を行う。	甲と連携して、休日・夜間における医療体制の構築に係る取組を行う。

3 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
住民の福祉向上のための広域施策の推進	介護保険の広域運営、予防接種の広域実施、障害者相談の支援、地域活動支援センターの運営、シルバー人材センターの運営支援等、住民の福祉向上のための広域施策を推進する。	乙と連携して、住民の福祉向上のための広域施策の推進に係る取組を行う。	甲と連携して、住民の福祉向上のための広域施策の推進に係る取組を行う。

4 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
広域観光の推進	田川広域観光協会を核とした観光事業、田川まるごと博物館事業等、広域観光を推進する。	乙と連携して、広域観光の推進に係る取組を行う。	甲と連携して、広域観光の推進に係る取組を行う。

5 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
住民生活に密接に関係する事務の広域実施	ごみ処理施設及びし尿処理施設の広域運営、斎場の広域運営、消防事務の広域実施等、住民生活に密接に関係する事務の広域実施を推進する。	乙と連携して、住民生活に密接に関係する事務の広域実施に係る取組を行う。	甲と連携して、住民生活に密接に関係する事務の広域実施に係る取組を行う。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域に見合った公共交通体系の構築	地域公共交通網の再編等、地域に見合った公共交通体系を構築する。	乙と連携して、地域に見合った公共交通体系の構築に係る取組を行う。	甲と連携して、地域に見合った公共交通体系の構築に係る取組を行う。

2 デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
自治体情報機器の広域利用	総合行政ネットワーク機器の広域利用、たがわ情報セキュリティクラウドの共同利用等、自治体情報機器の広域利用を推進する。	乙と連携して、自治体情報機器の広域利用に係る取組を行う。	甲と連携して、自治体情報機器の広域利用に係る取組を行う。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材の育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域を支える人材の育成	将来のリーダー等を養成する塾の開催、市町村職員の合同研修の開催等、地域を支える人材を育成する。	乙と連携して、地域を支える人材の育成に係る取組を行う。	甲と連携して、地域を支える人材の育成に係る取組を行う。